

熊本県屋外広告物条例 改正説明会

- ①八代会場 令和元年9月25日(水)
- ②天草会場 令和元年9月27日(金)
- ③菊池会場 令和元年9月30日(月)

本日の流れ

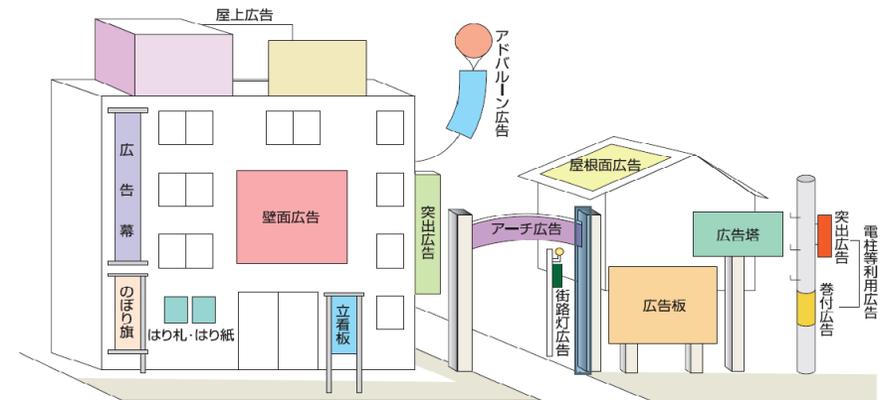
1 屋外広告物制度の概要

2 屋外広告物条例の改正について

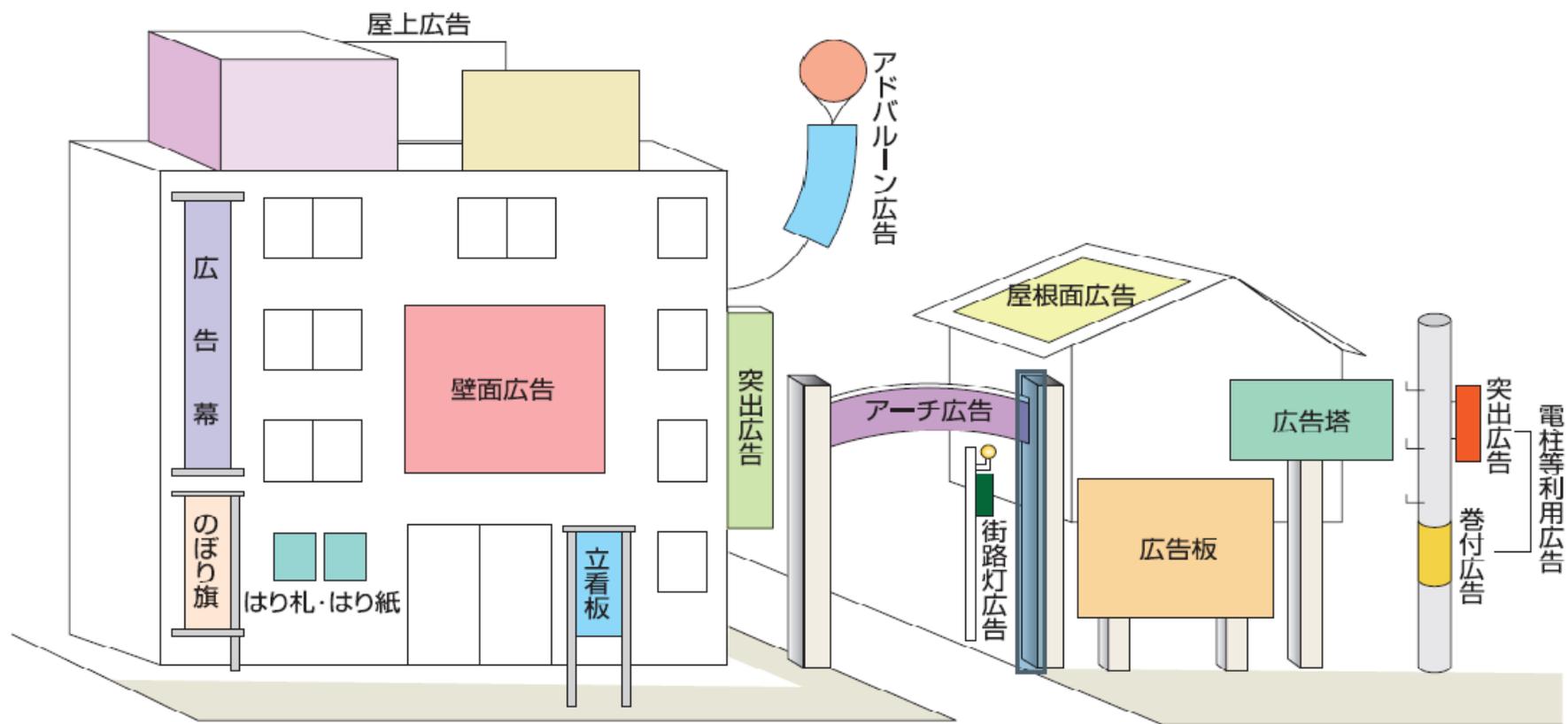
1 屋外広告物制度の概要

屋外広告物とは

- ①常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ②屋外で表示されるもの
- ③公衆に表示されるもの
- ④看板、立看板、はり紙、はり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの



屋外広告物とは



屋外広告物法の体系

- ・屋外広告物法
- ・屋外広告物法施行規則
- ・屋外広告物条例ガイドライン（案）



・屋外広告物条例

都道府県、政令市、中核市

上記以外の 景観行政団体である市町村、歴史まちづくり法に基づく認定市町村

熊本県内の屋外広告物条例の適用範囲

熊本市を除く市町村に広告物を掲出

➡熊本県屋外広告物条例

熊本市に広告物を掲出

➡熊本市屋外広告物条例

屋外広告物条例の目的

- ① 良好な景観の形成
- ② 風致の維持
- ③ 公衆に対する危害の防止

今回の条例改正
の目的

条例によるルール

地域による規制

①禁止地域

②許可地域

物件による規制

③禁止物件

④禁止広告物

条例によるルール

①禁止地域（第3条）

原則として屋外広告物の掲出ができない地域

（例）

- 風致地区、景観地区（都市計画法）
- 国立公園、国定公園、県立自然公園
- 道路等の沿線で知事が指定する区域
- 官公署、学校、図書館、公民館 等



条例によるルール

①禁止地域（第6条4項）

次の広告物は「許可を受ければ」掲出できます。

- 自家用広告物
- 道標、案内図板

条例によるルール

②許可地域（第5条）

許可を受けることにより広告物を掲出できます。

- 表示面積の合計が10 m²を超える自家用広告物
- すべての一般広告物（自家用以外）

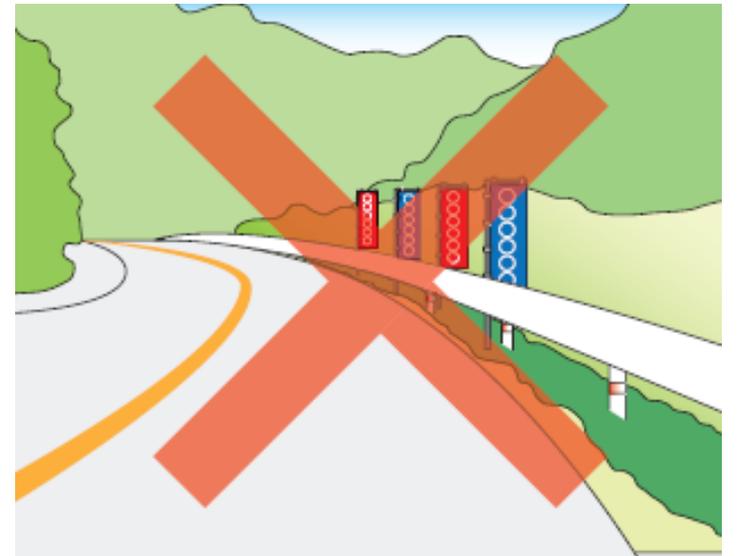
条例によるルール

③禁止物件（第4条）

次の物件には広告物を掲出できません。

（例）

- 橋、トンネル、高架構造物
- 信号機、道路標識、歩道さく
- 郵便ポスト、電話ボックス
- 送電塔、照明灯 等



条例によるルール

④禁止広告物（第8条）

次の広告物は掲出できません。

（例）

- 著しく汚染し、たい食し、又は塗料等の剥離したものの
- 著しく破損し、又は老朽したものの
- 倒壊又は落下のおそれがあるものの
- 道路交通の安全を阻害するおそれのあるものの

条例によるルール

適用除外（第6条）

地域にかかわらず「許可を受けずに」掲出できます。

適用除外（第6条）

- (1)自己管理用広告物（面積の制限あり）
- (2)冠婚葬祭又は祭礼のため一時的に表示する広告物
- (3)講演会・展覧会・音楽会等のための会場の敷地に掲出する広告物
- (4)電車又は自動車に表示される広告物で基準に適合するもの
- (5)人・動物又は車両（電車又は自動車を除く）・船舶等に表示される広告物
- (6)地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物
- (7)公職選挙法による選挙活動のために使用するポスター
- (8)工事現場の仮囲い等に表示される広告物で、工事期間中に限り、かつ宣伝用でないもの
- (9)法令の規定により表示する広告物
- (10)奉仕広告で基準に適合するもの... 1物件につき、0.5m²以内、1個まで

条例によるルール

許可の基準（第11条）

- 共通基準
- 広告物の種類による個別基準
- 合計面積の基準



条例によるルール

共通基準には景観に関する事項もあり、熊本県や市町村の景観計画に適応しているかを確認しています。

熊本県の「**良好な景観の形成**」を図るためにも、広告物の掲出の際には色彩等のご配慮をお願いします。

美しく品格ある景観形成のために
景観は県民みんなで創り育てる未来への財産です



熊本県景観計画、景観条例のあらまし

熊本県

2 屋外広告物条例の改正について

屋外広告物の落下事故について



H27.2 札幌市

- ・ビルの外壁に緊結された看板の一部が落下し、歩行中の女性の頭部に当たり意識不明の重体に。
- ・落下した看板は縦約30cm、横約150cm、奥行約30cmの金属製で、約15mの高さに設置されていた。
- ・札幌地裁は罰金40万円の判決。札幌高裁は被告の控訴を棄却。

※国土交通省資料より

改正の概要

- 1 管理義務を負う者の範囲の拡大
- 2 有資格者による点検の義務化
- 3 点検結果の提出義務化

1 管理義務を負う者の範囲の拡大

屋外広告物の表示者（広告主）、掲出物件の設置者、管理者に加え、広告物又は掲出物件の**所有者又は占有者**に対しても必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持することが義務付けられました。また、管理義務に「**除却**」が追加されました。

改正前	改正後
表示者	表示者 所有者
設置者	設置者 占有者
管理者	管理者

2 有資格者による点検の義務化

簡易広告物及び特殊広告物を除く全ての広告物の所有者及び占有者に、有資格者による広告物又は掲出物件の劣化や損傷の状況等の点検をすることが義務付けられました。

点検義務者 所有者、占有者

点検対象 簡易広告物及び特殊広告物（※）を除く全ての広告物

※簡易広告（はり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕）
特殊広告（アドバルーン）

有資格者 (1)屋外広告士

(2) 1級2級建築士

(3)屋外広告物点検技能講習会の修了者

2 有資格者による点検の義務化

点検の方法・・・

目視、打診等による点検

※「オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック」（屋外広告物適正化推進委員会）を参照ください。



2 有資格者による点検の義務化

点検項目

点検箇所	点検項目	点検箇所	点検項目
基礎部・ 上部構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき		2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化		3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり
支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光
	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）の緩み、欠落		2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形		3 周辺機器の劣化、破損
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	その他	1 付属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけその他付属品）の腐食、破損
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常		2 避雷針の腐食、損傷

3 点検結果の提出義務化

- 広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の更新を受ける際に、有資格者による安全点検結果報告書の添付が義務付けられました。
- 点検の結果、当該広告物又は掲出物件の基礎部、上部構造、支持部及び取付部の変形、腐食又はゆるみ、広告板の腐食、破損又は変形等に異常があり、改善が図られていないと認めるときは許可の更新ができません。

3 点検結果の提出義務化

(許可更新時の点検結果に係る添付書類)

これまでの添付書類に加え、

1	屋外広告物安全点検結果報告書 ※申請前 3か月以内 に実施した点検に限る
2	点検者が有資格者であることを証する書面の写し
3	点検後の広告物等の全景、点検項目ごとの状態を撮影した カラー 写真
4	(点検の結果異常があった場合) 当該異常のあった箇所 の補修の前後 を撮影した カラー 写真

施行日

1 管理義務を負う者の範囲の拡大

令和元年10月1日

2 有資格者による点検の義務化

令和元年10月1日

3 点検結果の提出義務化

令和2年1月1日

本日の資料等は熊本県HPに掲載いたします。
併せて 屋外広告物の **許可** ・ **業登録** 、 **景観** のページもご
覧ください。

屋外広告物 安全点検

で検索